

「2025年度あいち農業イノベーションプロジェクト推進業務」 委託先募集要項

※ 本事業の実施は、令和7年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」の交付決定を条件とする。

1 事業の目的

農業分野においては、担い手減少や高齢化、環境負荷低減といった従来からの課題に加え、気候変動、カーボンニュートラル、新たなサプライチェーンの構築といった、様々な課題が顕在化しており、これらの課題に迅速に対応するためには、新たなイノベーション創出が必要である。

本県では、2021年度に「あいち農業イノベーション研究会^{*1}（以下、「研究会」という）」を設置し、愛知県農業総合試験場（以下、「農総試」という）や大学が有する技術、フィールド、ノウハウとスタートアップ等^{*2}（以下、「SU等」という）の新しいアイデアや技術を活用した共同研究体制の強化を図り、新しい農業イノベーション創出を目指す「あいち農業イノベーションプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という）を実施している。

本業務では、2022年度に選定した共同研究開発^{*3}18課題（以下、「既存課題」という）の推進、新規課題の選定、プロジェクト成果の発信及び本県農業分野のオープンイノベーション体制の強化などに取り組む。

- ※1 あいち農業イノベーションプロジェクトの推進のために設置した研究会。構成員は県内の大学（名古屋大学、中部大学、名城大学、豊橋技術科学大学、愛知県立大学）、農業団体（JA愛知中央会、JAあいち経済連、（一社）AgVenture Lab）、国（東海農政局）及び県が構成メンバーとなっている。
- ※2 先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、短期間で急成長を遂げる企業。本プロジェクトでは、設立から数年以内の若い企業（＝いわゆるスタートアップ）にとどまらず、既存企業による新規部門の立ち上げも県の共創相手として含めることとする。
- ※3 農業分野におけるイノベーション創出に向け、農総試とSU等が共同で研究開発を行う取組のうち、本プロジェクトで扱うものを指す。

2 業務の内容

あいち農業イノベーションプロジェクト推進業務を実施するにあたり、以下の業務を実施する。

- (1) プロジェクト全体の管理
- (2) 既存課題の推進
- (3) 新規課題の開始に向けたSU等の選定、共同研究予備試験及び事業計画策定支援
- (4) プロジェクトの取組内容や成果の発信
- (5) オープンイノベーションの推進体制の強化に資するセミナー等の開催
- (6) その他（1）から（5）に関連する業務

詳細は別添「2025年度あいち農業イノベーションプロジェクト推進業務」委託仕様

書」のとおり。

3 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②「令和 6・7 年度入札参加資格者名簿」登載者のうち、業務（大分類）「3 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「調査委託」または、「その他の業務委託等」に登録（現在申請中で契約締結時に登録が見込まれる者を含む）されている者であること。
- ③企画提案書の提出期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ④財政的基礎が健全に確立されていること。
- ⑤「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる者ではないこと。
- ⑥国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

4 募集期間

2025 年 2 月 26 日（水）から 2025 年 3 月 19 日（水）午後 5 時まで

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
32,112,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
ただし、同規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は全額免除とする。
- (4) 契約期間
契約締結日から 2026 年 3 月 19 日（木）までとする。
- (5) 委託費の支払条件
原則、精算払いとする。
- (6) 電子契約について
本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の

契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県HPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

(7) その他

企画競争に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。なお、説明会への参加は応募要件ではないが、欠席により不利益を受けても県はその責任を負わない。

(1) 日時

2025年3月4日（火） 午後4時から

(2) 場所

オンライン（Microsoft Teams）による

(3) 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行うこと。申込者へオンライン会議のURLや注意事項等を電子メールで連絡する。

- ・ 申込期限：2025年3月3日（月）正午まで
- ・ メールの件名は「あいち農業イノベーションプロジェクト推進業務の説明会参加」とすること。
- ・ 本文中に次の1～3を記載すること。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 申込先：愛知県農業水産局農政部農業経営課

農業イノベーション推進室イノベーション推進グループ

電子メール：nogyo-innovation@pref.aichi.lg.jp

7 応募方法等

(1) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

- ① 企画応募書（様式1）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 経費積算書（様式任意）
- ④ 事業実施体制及び同種事業実績（様式2）

- ⑤ 提出者（提出団体）の概要がわかる資料（様式任意）
- ⑥ 直近3か年の決算報告書
- ⑦ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）及び申告内容に係る関係資料

イ 提出部数

- ①、⑤、⑥、⑦ 1部
- ②、③、④ 6部（正本1部、副本5部）※副本は写しで可

ウ 提出期限

2025年3月19日（水）午後5時（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送、宅配便のいずれか

※持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

※郵送、宅配便の場合は、提出期限必着とする。

(2) 企画提案書類の提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（愛知県庁西庁舎4階）

愛知県農業水産局農政部農業経営課

農業イノベーション推進室イノベーション推進グループ（担当：西山）

電話：052-954-6413（ダイヤルイン）

(3) 企画提案書類作成上の注意事項

ア 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④募集要項に違反すると認められる場合

イ 企画提案書の提出は、1者1案とする。

ウ 提出期限後の問い合わせ、提出書類の変更（差し替え）や再提出には原則として応じない。

エ 応募に関する質問がある場合は、2025年3月7日（金）午後5時までに、愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室に電子メールにより提出する（様式任意）。その際、件名は「あいち農業イノベーションプロジェクト推進業務委託 質問」とする。質問への回答は、2025年3月12日（水）までに、質問者に電子メールで通知し、また県のホームページに掲載する。

電子メール：nogyo-innovation@pref.aichi.lg.jp

(4) その他

- ア 書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。
- イ 提出書類に記載のある個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- ウ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- エ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

8 選定者数

1 者

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書類について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において、企画提案書の内容のプレゼンテーション審査を行う。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

なお、プレゼンテーション審査は対面で行い、時間、場所、開催方法等は後日通知する。

- ・プレゼンテーション審査予定日：2025年3月26日（水）午後

(2) 審査基準

審査委員会で以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等

- ・組織体制や人員配置が適切か。
- ・業務の遂行に関する全体のスケジュールは適切か。
- ・関係機関との連絡調整が円滑に行える体制か。
- ・過去の類似業務において十分なノウハウの蓄積があるか。

イ 業務内容等

(ア) 全般について

- ・業務実施の基本方針が現状を十分に分析し、プロジェクトの推進に向けた考え方やねらい、重点を置く点やアピールポイント等が適切にまとめられているか。
- ・業務の方法が具体的かつ実施可能な提案となっているか。

(イ) プロジェクト全体の管理

- ・県農業イノベーション推進室、農総試との打合せ、プロジェクト全体の計画調整、進捗管理等について、適切なマネジメントが期待できる提案となっているか。

(ウ) 既存課題の推進

- ・2022年度に選定した18の既存課題の共同研究開発から成果の社会実装に向けた

個別支援について、各課題の進捗状況やSU等の意向を把握した支援内容となっているか。

- ・WG検討会及び研究会の開催趣旨を理解し、構成員への意見照会および適切な会議運営が実施できる体制や手法となっているか。

(エ) 新規課題の開始に向けたSU等の選定

- ・2026年度から共同研究開発の新規課題を開始するにあたり、農総試と共同研究開発に取り組むSU等を選定するため、イノベーションによる農業分野の課題解決につながる提案が多く得られる募集テーマを検討できる体制や手法となっているか。
- ・SU等からの技術提案の延べ件数が80件以上となることが期待できる周知方法となっているか。

(オ) 新規課題の共同研究予備試験及び事業計画策定支援

- ・選定したSU等が実施する「共同研究開発予備試験」や技術提案に基づき2026年度から実施する共同研究開発の「事業計画」の作成について、事業化に必要な情報や知見の収集と提供、専門家による助言などの支援が期待できる提案となっているか。

(カ) プロジェクトの取組内容や成果の発信

- ・プロジェクトの取組内容や成果を広く発信するためのイベントの開催やコンテンツの作成について、成果の社会実装の促進や更なるSU等の呼び込みを図ることが期待できる企画内容や手法となっているか。

(キ) オープンイノベーション体制の強化に資するセミナー等の開催

- ・イノベーション人材の育成を主な狙いとして開催するセミナーについて、企画内容や手法、講師や会場の選定等がオープンイノベーション体制の強化に資する提案となっているか。

ウ 業務の効果

- ・事業の趣旨に沿う効果的な独自の追加提案等により、波及効果が高く、今後の取組の発展性が認められる内容となっているか。

エ 委託業務経費

- ・経費の項目及び金額は妥当か。

(3) 予備審査

企画提案の応募件数が6件以上の場合は、審査委員会での審査に先立ち、提出された企画提案書類について、以下により予備審査を行う。

なお、予備審査は非公開とし、審査者は公表しない。

ア 予備審査は企画提案書類を基に書面審査にて行う。

- イ 審査基準は審査委員会のものに準ずる。
- ウ 応募のあった全ての企画提案に順位を付け、上位5件を審査委員会へ付議する。
- エ 予備審査結果は、審査委員会での審査に影響を与えないものとする。
- オ 予備審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の審査結果を受け、県が委託先を選定する。

(5) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

2025年2月26日	委託先募集開始
2025年3月4日	説明会
2025年3月7日	質問受付期限
2025年3月19日	企画提案書の提出期限
2025年3月26日	審査委員会による審査（プレゼンテーション）
2025年4月上旬	契約締結、業務開始
2026年3月19日	委託業務報告書の提出、完了検査
2026年3月下旬	請求書の提出
2026年4月中旬	委託料の支払い

11 その他

- (1) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 採択された企画提案書の内容を県と委託先とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合がある。
- (3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の実施方法や進捗状況の確認等を行うため、県との連絡調整を密にし、報告は定期的に行うこと。